

## 「藤本伊三郎記念がん登録学術賞」事業実施要領

### 1. 意義

本賞は、故藤本伊三郎・初代地域がん登録全国協議会（JACR；現・日本がん登録協議会）理事長が、わが国の地域がん登録事業の整備と発展、およびがん登録資料を活用したがん疫学研究の推進に多大な功績を残されたことを称え、これを永く記憶に留めるとともに、わが国のがん登録資料等を活用したがん疫学研究を目指す若手研究者の研究活動を支援する目的で、JACR が寄付金を原資として実施する。

### 2. 受賞対象者の条件

- ① 対象年 **10 月末日**時点で満 50 歳未満の日本がん登録協議会会員である。
- ② 査読のある原著論文（short report 含む）または査読のある総説として、下記学術分野の中から 4 編以上（日英問わず）の筆頭著者論文または corresponding author の論文がある。この場合、査読のある statistical data, epidemiology notes の形式のものは、2 編で原著 1 編とみなす（JACR Monograph については適用せず 1 編で原著 1 編とみなす）。
- ③ 日本がん登録協議会学術集会において、2 回以上発表したことがある（一般演題、シンポジウム、特別講演、教育講演、会長講演のいずれかの筆頭）。

### 3. 対象とする学術分野

- ① 日本のがん登録資料を活用した、がんの記述疫学研究。集計データの 2 次的活用を含む。がん対策の企画、評価に関する研究を含む。他国との比較共同研究を含む。
- ② がん登録事業および同資料を活用した、がんの疫学研究を解析技術面、登録精度面、システム技術面、法社会科学面で支える研究。
- ③ 日本のがん登録資料に関連するデータ（がん死亡統計、院内がん登録資料など）を用いた研究のうち、特に優れた研究。
- ④ 日本のがん登録資料を活用した、がんの分析疫学研究のうち、特に優れた研究。

### 4. 副賞とその規模

受賞者は表彰状と副賞賞金を受け取る。1 人 10 万円とし、1 年間で最大 2 人を選定する。同一研究者が受賞できるのは 1 回のみ。

### 5. 応募方法

対象年の **10 月末日**（当日消印有効）までに、JACR 事務局宛てに配達記録付き郵便にて下記のものを送付する（送付頂いた書類は返却しない）。

- ① 本協議会ホームページに掲載の申請書 1 部。推薦者は本協議会理事が望ましいが、団体正会員代表者（個人正会員については施設長）あるいは本協議会専門委員でもよい。
- ② 対象となる学術分野から、代表的な研究論文 4 編の別刷りまたはコピーを、1 編につき 2 部ずつ。

## 6. 審査

学術委員会がこれに当たる。応募書類の記述内容と発表抄録等をもって審査を行う。採否を対象年 **12 月末日**までに郵送で通知する。

## 7. 受賞者の責務

- ① 対象**翌年**に開催される日本がん登録協議会学術集会期間中に行われる藤本伊三郎記念がん登録学術賞表彰式への出席および同賞受賞記念講演
- ② JACR モノグラフへの講演内容の投稿
- ③ JACR ニュースレターへの寄稿

## 8. 事務

募集・周知活動を含む本賞に係る事務は、JACR 事務局がこれに当たる。

## 9. 寄付金の募集

JACR は、本賞の継続的な運営に必要な資金として、本賞の意義に賛同する個人、団体から、寄付を集めるものとする。

## 10. 実施要領の改訂

本実施要領の改訂には、理事会の承認を必要とする。

## 付記

1. 2012 年度から 2021 年まで設けられた表彰制度「日本がん登録協議会学術奨励賞」を引き継ぐものであり、国際がん登録学会（IACR）発表者を対象とした「藤本伊三郎賞」（2021 年終了）とは別の表彰制度として 2022 年から実施する。本要領は、2021 年 10 月 14 日に開催された JACR 理事会において承認された。
2. 2013 年春、本会に対し、名誉会員の花井 彩氏から、がん登録分野におけるがん疫学研究の推進に資することを目的とし、業績が認められた若手研究者に授与される賞の創設の申し入れがあり、原資として、平成 6（1994）年度高松宮妃癌研究基金学術賞（藤本伊三郎氏と花井 彩氏が受賞）の副賞相当額が本会に寄付された。

## 附則

2024 年 12 月 1 日に要領を改訂。

**2026 年 2 月 1 日に要領を改訂。**